

美祢市監査告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年3月24日

美祢市監査委員 重村暢之
同 荒山光広

令和 2 年度定期監査（工事監査）結果報告書

1 工事監査の対象

総務課、監理課、地域振興課、生活環境課、農林課、建設課、観光振興課、商工労働課、秋芳総合支所、選挙管理委員会事務局、教育総務課、生涯学習スポーツ推進課、文化財保護課、世界ジオパーク推進課、上下水道局施設課、市立病院事務部、美東病院事務部、消防本部総務課

以上 18 所属

（このうち個別に工事監査を実施した課）

農林課、建設課、教育総務課、上下水道局施設課、消防本部総務課

以上 5 所属

2 工事監査の要領

工事監査に当たっては、法規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から、法令等に基づき、手続きが適正に執行されているか、工事価格の設定が適正に積算されているか、工法の選択は適切か、工事着手後の変更、施工管理は妥当か、早期着手、早期完成がなされているかなどを主眼とし、監査を実施した。

令和元年度工事及び令和 2 年度施工中工事について、定期監査並びに個別監査において、関係資料の試査並びに照査、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行うとともに、施工中の工事については、現地確認を行った。また、監査を円滑に実施するため、事前調査における確認事項について、回答を求めた。

監査の指摘事項等については、工事執行の改善を推進することを目的とし、措置状況の報告を求める。

3 工事監査の期間

令和 2 年 7 月 8 日から令和 3 年 2 月 16 日まで

4 工事監査の結果

関係資料のうち、試査並びに照査及び現地確認により監査した限り、重要な点においておおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善、是正を要する事項が見受けられたので、所要の措置を実施するよう求める。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭で改善を求めたところであるが、関係書類において、押印漏れ、日付記入漏れ、収入印紙の金額誤り、工事名等記載誤り、工事引渡、引取に係る書類がないものなどが散見された。

また、全国的に土壌汚染対策法に基づく手続きの無届事案が問題とな

っているが、当市においても同様の事案が判明している。法令等を正しく理解し、制度改正を速やかに反映することは、地方自治体として必要不可欠なことであるから、今一度、法令遵守の周知徹底を図られたい。

令和2年度定期監査(工事監査)結果

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|--------|------|--|------|---|
| 総務課 | | 【本庁舎整備基本・実施設計委託業務】 請求書受領後、支払いが遅延していた。 | | |
| 監理課 | | | | |
| 地域振興課 | | | | |
| 生活環境課 | | 【美祢市衛生センター整備事業に係る循環型社会形成推進地域計画等策定業務】 検査調書の委託金額が訂正されていた。 | | |
| 農林課 | | | | |
| 建設課 | | | | 【駅前通地区街路灯整備工事】 入札参加業者が、指名審査会時と入札時で一致していない。変更が生じた場合は、経緯を明記されたい。 |
| 観光振興課 | | | | |
| 商工労働課 | | | | |
| 秋芳総合支所 | | | | |

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|-----------------|------|---|------|---|
| 選挙管理委員会 事務局 | | 【山口県議会議員一般選挙公営ポスター設置業務】 設計書、仕様書が添付されていなかった。 | | |
| 教育総務課 | | 【美祢市立大田小学校防犯カメラ設置工事】 設計書の金額が端数処理されていなかった。 | | |
| 生涯学習 スポーツ推進課 | | 【美祢市民会館会議室壁改修工事】 使用材料(クロス)に係る協議内容が不明であった。 設計書に壁クロス撤去、壁クロス数量の数量計算書が添付されていなかった。 | | |
| 文化財保護課 | | 【堀の内遺跡・川東遺跡・土井敷遺跡発掘調査に伴う国土座標杭設置業務】 仕様書において、使用する杭の材質が指定されていなかった。 | | |
| 世界ジオパーク 推進課 | | | | 【ジオサイト説明看板設置工事3件】 同種の工事を同時期に3件発注し、うち2件を同一業者が施工している。諸経費等の節減のため、一括発注について、検討されたい。 |

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|------------------------|------|---|------|---|
| 上下水道局 施設課 (水道事業) | | 【別府地区外水道施設管路台帳作成業務】 当初委託金額に対し、約4.1倍にあたる変更契約がなされていた。 | | |
| | | 【水道漏水調査業務】 当初委託金額に対し、約1.7倍にあたる変更契約がなされていた。 | | 【水道漏水調査業務】 随意契約としているが、漏水調査のみであるので、他の専門業者との比較、入札等について検討されたい。 |
| | | 【麻生簡易水道第5配水池伐採処理業務】 当初の伐採木処分量の見積もりが過少で、大幅な変更契約がなされていた。 | | |
| | | 【上野・秋吉地区水道統合整備事業に伴う送配水管測量業務】 令和2年2月に、業者から変更業務計画書が提出され、3級基準点測量+1、4級基準点測量+2、水準測量+1.8kmほかについて、変更協議されているが、変更契約はなされていなかった。 | | |
| | | 【生活基盤近代化事業於福金山地区管路更新(耐震化)(1区)工事】 保証契約締結日より前に、前払金支払請求書の提出を受けていた。 | | |

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|---------------------------|------|--|------|---|
| 上下水道局 施設課 (水道事業) | | 令和2年度工事(施工中) 【麻生地区水道統合整備事業に伴う豊浦第5配水池築造工事(土木工事)】 当工事に、豊浦第3ポンプ所ろ過材交換工事が含まれていた。 | | |
| 上下水道局 施設課 (公共下水道事業) | | 【上領地区枝線管渠敷設工事】 工事施工に当たり、土地所有者との協議、確認に係る過程が不明であった。 | | 【美祢市地区農業集落排水施設実施設計業務】 工事の施工に当たっては、コストの低減、故障時の迅速な機器の調達等のため、できるだけ汎用製品の採用を検討されたい。 |
| | | 【下村準幹線機械設備工事】 施行業者から工事材料使用承認願が提出されているが、市が承認する旨の関係書類が見当たらなかった。 | | |
| 市立病院事務部 | | | | |
| 美東病院事務部 | | 【美祢市立美東病院電話交換システム(サーバー)更新工事】 検査終了後、請求書の受領、支払いが遅延していた。 | | |

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|-------------|------|---|------|------|
| 消防本部 総務課 | | 【美祢市消防団伊佐分団第2部隊機庫屋根防水工事】 設計書が独自に作成したのではなく、業者の見積書で代用されていた。 予定価格が定められていなかった。 | | |
| | | 【美祢市消防団美東方面隊綾木分団第2部隊消防機庫ホース乾燥塔設置工事】 設計書が独自に作成したのではなく、業者の見積書で代用されていた。 | | |